

平成29年度国有財産監査の結果について

(東北財務局)

平成30年7月6日

国有財産の監査の充実・強化

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施。具体的には、財務大臣の定める監査方針に従い、財務局等が実地監査計画を立て実地監査。

平成29年度における監査結果

平成29年度については、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」や「研修施設」(注)といった公用財産の実地監査を重点的に実施。

(注)各省各庁が保有する研修施設について、会計検査院による「各府省等における職員の研修の実施状況等についての報告」が平成29年1月に国会へ報告され、同年6月、参議院決算委員会において、各省各庁が保有する研修施設の有効活用等を求める「平成27年度決算審査措置要求決議」がなされている。

≪監査結果の概要≫

東北財務局において、47件の監査を実施し、そのうち20件(42.6%)について問題点を指摘。

具体的な内容については、以下のとおり。

○庁舎等 : 非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消や用途廃止等を求めた。

(実施件数42件のうち、指摘件数15件)

○研修施設: 他府省庁等への貸出し等による施設の有効活用を求めた。(実施件数5件、指摘件数5件)

平成23～28年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

監査指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいるが、処理にあたっては、予算措置や用途廃止に係る所要の手続きなどのため、一定の期間を要している状況となっている。

これらを踏まえ、東北財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施中。

平成23年度から28年度監査における指摘事案の件数は累計59件(前年度から平成28年度指摘分5件が増加)であり、このうち是正・改善が図られた件数は29件(平成29年度に是正・改善した件数は8件)、是正未済の件数は30件となり、進捗率は前年度と比べ10.3%の改善となった。今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施。

≪ 公用財産：非効率な庁舎に周辺庁舎を移転させ、非効率使用の改善を求めた事例 ≫

部局名等	①法務省秋田地方法務局 ②農林水産省東北森林管理局 ③防衛省東北防衛局	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>①【秋田地方法務局大曲支局】 所在地：秋田県大仙市大曲住吉町23-2 会 計：一般会計 土 地：2,700.01㎡ 建 物：建1,068.50㎡/延3,074.06㎡ (RC-3外、平成22年2月築)</p> <p>②【大曲森林事務所（秋田森林管理署）】 所在地：秋田県大仙市大曲上大町535-3 会 計：一般会計 土 地：271.97㎡ 建 物：建88.52㎡/延88.52㎡ (W-1外、昭和43年9月築)</p> <p>③【自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所】 所在地：秋田県大仙市大曲田町326 会 計：一般会計 建 物：延127.24㎡（借受）</p>	<p>②大曲森林事務所 (秋田森林管理署) 【移転の上、用途廃止】</p> <p>③自衛隊秋田地方協力本部 大仙地域事務所 【借受解消】</p> <p>①秋田地方法務局大曲支局 【非効率使用の改善】</p> <p>国土地理院標準地図</p>
指摘内容等	<p>秋田地方法務局大曲支局（以下「大曲支局」という。）に約520㎡の余剰が生じ、非効率な使用状況となっている。</p> <p>一方、大仙地域における庁舎等の状況についてみると、大曲森林事務所（秋田森林管理署）（以下「大曲森林事務所」という。）は庁舎の老朽化が認められるほか、自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所（以下「大仙地域事務所」という。）は民間建物を借り受けている。</p> <p>よって、大曲支局に大曲森林事務所及び大仙地域事務所を移転入居させ、大曲支局の非効率使用の改善を図るとともに、未利用地の創出及び借受解消を図る必要があると指摘したものの。</p>	

平成29年度 監査結果一覧表

1. 【公用財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態（15件）
2. 【公用財産】研修施設の使用実態（5件）

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が乗じている等のため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	借受庁舎等に余剰が生じている等のため、借受解消を求めたもの。
財産管理の不備	c1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	c2	管理委託契約上の利用計画と現況が相違していたため、是正を求めたもの。
用途廃止	d1	近隣等に所在する庁舎等に余剰が生じているため、移転入居による用途廃止を求めたもの。
	d2	庁舎等が非効率な使用等のため、一部または全部の用途廃止を求めたもの。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	仙台法務局	一般	—	石巻支局	宮城県石巻市恵み野6-5-6	留意	石巻支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約580㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	法務省	秋田地方法務局	一般	—	秋田地方法務局大曲支局	秋田県大仙市大曲住吉町23-2	検討	秋田地方法務局大曲支局は、余剰（約520㎡）が生じていることから、老朽化が認められる大曲森林事務所（秋田森林管理署）及び借受庁舎である自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	a	法務省	山形地方法務局	一般	—	分室	山形県山形市あけぼの2-1-7	検討	分室は、余剰（約640㎡）が生じていることから、東北厚生局山形事務所の借受倉庫の機能を移転させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	法務省	仙台地方検察庁	一般	—	石巻法務合同庁舎	宮城県石巻市泉町4丁目34-6	検討	石巻法務合同庁舎は、余剰（約550㎡）が生じていることから、老朽化の進んでいる石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	財務省	東北財務局	一般	—	山形財務事務所庁舎	山形県山形市緑町2-9-1	検討	山形財務事務所庁舎は、余剰（約160㎡）が生じていることから、借受庁舎である東北厚生局山形事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	財務省	仙台国税局	一般	—	石巻税務署	宮城県石巻市千石町79-4外	留意	石巻税務署は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約310㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
7	a	厚生労働省	宮城労働局	一般	—	石巻合同庁舎	宮城県石巻市泉町4丁目39-15外	検討	石巻合同庁舎は、余剰（約160㎡）が生じていることから、石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）の屋外倉庫の機能を移転させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
8	b	法務省	盛岡地方法務局	一般	—	水沢支局	岩手県奥州市水沢区宇多賀97外	是正	水沢支局は、借受駐車場（18台）が非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
9	b	厚生労働省	東北厚生局	一般	—	東北厚生局山形事務所	山形県山形市香澄町2-2-36	検討	借受庁舎である東北厚生局山形事務所は、余剰（約160㎡）が生じている東北財務局山形財務事務所庁舎等へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
10	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所	秋田県大仙市大曲田町326	検討	借受庁舎である自衛隊秋田地方協力本部大仙地域事務所は、余剰（約520㎡）が生じている秋田地方法務局大曲支局へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
11	c1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	岩手南部森林管理署遠野支署庁舎	岩手県遠野市東館町13-2	是正	岩手南部森林管理署遠野支署庁舎は、財産管理に不備があることから、財産の使用実態に合わせ、国有財産台帳に反映する必要がある。
12	c1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	飯野川出張所	宮城県石巻市成田字根岸山畑5-7	是正	飯野川出張所は、国土調査による成果を国有財産台帳に反映していなかったことから、国有財産台帳に反映する必要がある。
13	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）	宮城県石巻市宜山町7外	検討	石巻・鮎川合同森林事務所（宮城北部森林管理署）は、余剰（約550㎡）が生じている石巻法務合同庁舎等へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
14	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	大曲森林事務所（秋田森林管理署）	秋田県大仙市上大町535-3	検討	大曲森林事務所（秋田森林管理署）は、余剰（約520㎡）が生じている秋田地方法務局大曲支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
15	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	土淵・上郷合同森林事務所（遠野支署）	岩手県遠野市材木町110-11	検討	土淵・上郷合同森林事務所（遠野支署）は、余剰（約270㎡）が生じている岩手南部森林管理署遠野支署庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。

2. 研修施設の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	仙台高等検察庁	一般	—	法務総合研究所仙台支所	宮城県仙台市青葉区川内澗橋通5-2	検討	法務総合研究所仙台支所は、研修施設、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	農林水産省	東北農政局	一般	—	東北農政局土地改良技術事務所庁舎	宮城県仙台市宮城野区幸町3-505-3	検討	東北農政局土地改良技術事務所庁舎は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	国土交通省	航空局	安全	空港	航空保安大学校岩沼研修センター	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	検討	航空保安大学校岩沼研修センターは、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
4	a	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	東北技術事務所	宮城県多賀城市桜木3-6-1	検討	東北技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
5	a	最高裁判所	仙台高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所仙台分室	宮城県仙台市青葉区片平1-141	検討	裁判所職員総合研修所仙台分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。